

### 別紙3

#### 個人情報の取扱いに係る特記事項

##### (趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

##### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

##### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

##### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

##### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

##### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限り

ではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。

3 乙は、再委託する場合、再委託先に対して、本特記事項に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。  
(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）は、本契約終了後直ちに甲へ返却しなければならない。ただし、甲が業務遂行上、資料等が必要となった場合は、その都度返却するものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。

(是正)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して適正に管理するよう是正させることができる。

注

- 1 「甲」は、委託者である本学の長、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託する業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除するものとする。